

今回の改正による物質ごとの主な規定の適用（一覧）

条文		規制内容		オルトートルイジン	三酸化ニアンチモン	
安衛法	57～57の3	表示、文書の交付、リスクアセスメント		●（従来通り）	●（従来通り）	
	88	計画の届出		● （安衛則別表第7第16号～第18号）	● （安衛則別表第7第18号）	
特化則	2	定義		「特定第二类物質」	「管理第二类物質」	
	2の2	適用除外（業務）		なし	● 樹脂等により固形化された物を取り扱う業務	
	4	特定第2類物質等の製造に係る設備		●	×	
	5	特定第2類や管理第2類物質に係る設備		●	●	
	6～6の3	4・5条の適用除外等の手続き		●	●	
	7	局排・プッシュブルの性能		● 抑制濃度1ppm	● 抑制濃度0.1mg/m ³	
	8	局排・プッシュブルの稼働時の要件		●	●	
	9	除じん		×	●	
	12の2	ぼろ等の処理		●	●	
	13～20	漏えいの防止（特定化学設備など）		●	×	
	21	床の構造		●	●	
	22、22の2	設備の改造等の作業		●	●	
	23	退避等		●	×	
	24	立入禁止措置		●	●	
	25	容器等	堅固な容器	第1項	●	●
			容器等への表示と保管	第2,3項	●	●
			空容器の保管上の措置	第4項	●	●
			貯蔵場所の設備	第5項	×	×
	26	救護組織等		●	×	
	27、28	作業主任者の選任、職務		●	●	
	29～35	定期自主検査、点検、補修等		●	●（31条、34条は×）	
	36	作業環境の測定	実施	●	●	
			記録の保存	●30年	●30年	
	36の2	測定結果の評価と記録の保存		●30年	●30年	
		管理濃度		1ppm	0.1mg/m ³	
	36の3、36の4	評価の結果に基づく措置		●	●	
	37	休憩室		●	●	
	38	洗浄設備（改正内容は14p）		●	●	
	38の2	喫煙、飲食の禁止		●	●	
	38の3	掲示		●	●	
	38の4	作業の記録と保存		●30年	●30年	
	38の13	特別規定（旧38の13は38の12へ）			●	
	39～40の3	健康診断	雇入れ、定期	●	●	
配転後			●	●		
記録の保存			●30年	●30年		
41	健康診断結果の報告		●	●		
42	緊急診断	特定化学物質	第1項	●	●	
		特別有機溶剤等	第2,3項	×	×	
43～45	保護具（改正内容は13p）		●	●		
53	記録の報告		●	●		